事　務　連　絡
令和８年 11 月 12 日

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会　　御中
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園・幼保連携型認定こども園を置く各国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省初等中教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

障害のあるこども等に対する切れ目のない支援の実現に向けた保育所等と児童発達支援との連携について

日頃より、保育施策及び障害児支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもに対して、一人一人の状況に応じた適切な支援を行い、こどもの最善の利益の実現を図るためには、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業（以下「保育所等」という。）並びに児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下、「児童発達支援センター等」という。）が、それぞれの専門性を生かしながら連携し、こどもの育ちや発達を支えていくことが重要です。

また、近年、保育所等と児童発達支援センター等を併行利用するこどもが増加している中で、障害のあるこども等及びその家族に対する支援の充実を図るためには、両者が相互に理解を深めながら連携し、支援の一貫性や継続性を確保していくことが一層重要となっています。

さらに、本年７月にこども家庭庁及び文部科学省において開催した「インクルージョン推進に向けた関係者懇談会」においても、障害のあるこども等を含む全てのこどもの育ちを支えるためには、それぞれの分野が専門性を発揮しつつ、関係機関が連携しながら支援を行うことが重要であるとの認識が共有されたところです。

こうした中、保育所等については、関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに、受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図るため、令和８年度より公定価格における「療育支援加算」の見直しを行い、理学療法士等の専門職を保育所等へ配置等し、障害児通所支援事業所等との連携等に取り組むための費用を算定できる新たな区分を設けたところです。

また、児童発達支援センター等においても、保育所等をはじめとする関係機関との情報共有や支援方針の調整等のために実施する会議等の開催又は参加について、障害児通所給付費における「関係機関連携加算」の対象としているところです。

つきましては、障害のあるこども等に対する切れ目のない支援の実現に向け、下記の内容について十分に御理解をいただき、都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市・中核市を除き、特別区を含む。）、管内の保育所等及び児童発達支援センター等に周知いただくようお願いします。

記

１ 保育所等と児童発達支援事業所等との連携の重要性について

保育所等においては、保育所保育指針等に基づき、一人一人のこどもの発達過程や心身の状態等を踏まえながら保育を行うとともに、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、こどもや保護者への支援を行うことが求められています。

また、児童発達支援センター等においては、児童発達支援ガイドライン等を踏まえ、こどもの生活全体を視野に入れた支援を行うとともに、こどもが利用する保育所等をはじめとする関係機関と連携しながら、地域における育ちや生活を支えることが重要とされています。

障害のあるこどもや発達に特性のあるこどもが地域の中で安心して生活し、成長していくためには、保育所等と児童発達支援センター等がそれぞれの専門性を尊重しながら相互に連携し、こどもの状況や支援の方向性を共有しつつ、切れ目のない支援を行うことが重要であることから、より一層の連携に努めていただくようお願いいたします。

２ 保育所等における「療育支援加算」を活用した連携の推進について

「療育支援加算」においては、障害児通所支援事業所等との連携強化等の取組を加算の算定要件としているところです。保育所等においては、当該加算も活用いただきながら、児童発達支援センター等との相互の専門性を生かした連携を積極的に進め、障害のあるこども等及びその家族に対する支援の充実に努めていただくようお願いいたします。

３ 児童発達支援センター等における保育所等との連携について

保育所等が療育支援加算の評価対象となる取組として、児童発達支援センター等との連携の下で支援を実施するに当たっては、保育所等と児童発達支援センター等との間で、支援内容や支援方針に関する情報共有等を行うための会議が実施されることが考えられるところ、保育所等が開催する当該会議に児童発達支援センター等が参加した場合、又は児童発達支援センターにおいて開催した会議に、当該会議に保育所等が参加した場合には、障害児通所給付費における関係機関連携加算の対象となります。

保育所等から連携への協力を求められた際には、障害のあるこども等とその家族への支援の充実及び切れ目ない支援の推進の観点から、保育所等との積極的な連携に努めていただくようお願いいたします。

４ インクルージョン推進のための協議の場について

令和９年度からの第４期障害児福祉計画においては、都道府県及び市町村による、インクルージョンの推進に向けた、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための「インクルージョン推進のための協議の場」の設置を成果目標として位置付けています。

当該協議の場においては、地域における障害のあるこども等の受入体制の整備状況や受入れに当たっての課題、インクルージョンを推進するための方策等について協議が行われることが想定されています。

保育所等及び児童発達支援センター等の関係者におかれましては、障害のあるこども等を含む全てのこどもが地域の中で共に育つことのできる環境づくりを進める観点から、都道府県又は市町村から当該協議の場への参画その他の協力を求められた際には、積極的に御協力いただくようお願いいたします。

以上

インクルージョン推進に向けた関係者懇談会　【概要】

参考資料

１．開催の目的

こども基本法及びこども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向け、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、全てのこどもの権利が保障され、誰一人取り残されない社会づくりが求められている。保育、学校教育、放課後児童対策、障害児支援など各分野においてインクルージョンの取組が進められているが、今後は分野横断的な視点による連携の一層の強化が必要である。このため、関係分野の実践や課題を共有するとともに、「こどもの最善の利益」を第一に、分野を越えた連携の促進について意見交換を行うため、こども家庭庁及び文部科学省の合同により、令和８年７月24日に本懇談会を開催した。

２．懇談会の構成

こども家庭庁成育局長・支援局長、文部科学省初等中等教育局長が関係者を参集して開催

【参加団体】　※五十音順
- 一般財団法人全日本私立幼稚園連合会
- 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- 一般社団法人全国保育連盟放課後部会
- 一般社団法人社会的養育地域支援ネットワーク
- 岐阜県飛騨市
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 社会福祉法人日本保育協会
- 全国学童保育連絡協議会
- 全国国公立幼稚園・こども園長会
- 全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
- 全国特別支援学校長会
- 全国特別支援教育推進連盟
- 特定非営利活動法人全国認定こども園協会
- 三重県
- 宮崎県高千穂町

３．意見交換の主な視点

（１）現場で特に大切にしていること
（２）他分野と連携する上で感じている難しさや課題
（３）他分野と連携する上でうまくいった工夫
（４）今後、分野を越えて共有・連携していきたいこと



～懇談会中の様子～

インクルージョン推進に向けた関係者懇談会（令和８年７月24日開催）の主なご意見

（１）インクルージョンの考え方について

・「多様な幼児が学び合う場」の中で、一人一人の異なる個性を受け止め、安心して自己発揮できる環境づくりが重要。
・「目の前にいるその子に今何が必要なのか」を丁寧に見極め、こどもと家族にとって安心できる環境や選択肢を保障することが重要。
・「みんなが違う」ことを前提に、多様な背景やニーズのあるこどもたちが共に育ち、多様性に出会うこと自体が大変尊い。
・インクルージョンという言葉だけが先行するのではなく、一人一人のこどもにふさわしい環境づくりや経験の機会を保障することが大切。

（２）インクルージョンの実現に向けた実践について

・一人一人が今どこにいて何を求めているのかを見取る「幼児理解」の精度を高めることが保育・教育の基盤。
・個々のこどもに応じた環境づくりやスモールステップの取組を通じて、主体的な参加を支えることが重要。
・「こどもはみんなこども」であり、家庭や育ちの背景も含めて理解しながら育ち合う環境づくりが大切。
・児童発達支援には、家族の思いにも寄り添いながら、保育所や幼稚園と一緒にこどもを育て、専門性を前面に出すのではなく共に歩んでいくことが重要。

（３）現場で感じている課題について

・保育所等訪問支援等の充実に伴い、複数の訪問対応や調整等による現場の多忙化が課題。
・個別の支援計画等の作成と、保育・教育実践との両立に苦労している。
・放課後児童クラブ等では、スペースや人員体制の制約が大きく、多様なニーズへの対応に課題がある。
・医療的ケア児等の受入れが進む中、安心して支援できる体制づくりが求められる。

（４）分野横断での連携について

・保育・教育・福祉・医療等は制度や重視する視点が異なり、互いの実践や考え方を理解し、尊重することが連携の第一歩。
・地域の協議会などを通じ、これまで知らなかったお互いの実情や考え方を共有できるようになったことは大きな前進。
・こどもや家族を中心に据え、関係機関が同じテーブルで状況や環境を共有しながら支援を考えていくことが重要。
・「大人も一緒になる」という視点のもと、それぞれの保育観や実践をリスペクトしながら連携を深めていくことが必要。

（５）今後期待される取組について

・「チームとしてどうやって多様なこどもたちを支えるか」という視点を共有し、地域全体で支える体制づくりを進める。
・保育・教育・福祉・医療等の関係者が継続的に対話し、学び合う機会を充実させる。
・情報共有や支援計画の連携・共通理解を図りやすい仕組みづくりを進める。
・自治体によるコーディネート機能を強化し、切れ目のない支援体制を構築する。

こどもまんなか こども家庭庁

2（2）障害児保育の充実のための専門職の活用等①（療育支援加算の見直し）

○　障害のあるこどもや医療的ケア児の保育所等の利用が増加し、児童発達支援との併行通園も進む中で、**関係機関とも連携しながら、特性に応じた専門的支援を充実するとともに受入体制の強化（インクルージョンの推進）を図る**ため、主任保育士等が地域住民等の子どもの療育支援に取り組むために主任保育士等の代替職員を配置する「療育支援加算」について、以下の見直しを行う。

・　**専門職**（※）**を活用（配置又は嘱託（派遣を受ける等））するための費用**を算定できる**新たな区分を設ける。**

（※）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）、保健師、看護師、准看護師又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当し、かつ、子育て支援に係る業務に３年以上従事した経験がある者とする。「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験」とは、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に５年以上従事していたことをいう。

・　取組内容として、
① 施設・事業所内における対象となる障害児の把握（一覧の作成、職員間での共有等）
② 障害特性等に応じた教育・保育の実践（施設内での協働・保護者との連携の下での個別の支援計画・個別の指導計画の作成、個別の指導計画に基づく教育・保育の実施、個別の指導計画の見直し、関係機関との情報共有等）
③ 障害児通所支援事業所等との連携強化（連携しての個別の支援計画の作成・見直し、当該事業所等における支援内容の把握等）
④ 障害児の家族への支援（相談体制の構築、個別面談、保護者同士の交流の機会の提供、ペアレントトレーニングなど子育ての悩みの解消や負担の軽減、利用子どもの発達状況や障害特性等の理解に繋がる取組等）
⑤ 地域の関係機関と連携したインクルージョン推進に向けた取組（児童発達支援センター等が実施する会議や研修等への参加等）
等を求める（**取組の必須化**）。

○　**家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業についても、上記の専門職の活用を内容とした「療育支援加算」を新たに創設**する。

○　令和７年度において療育支援加算を算定している施設・事業所について、主任保育士等を補助する職員の配置の単価を算定する場合は、新たに示す取組を実施するための準備期間として、令和８年９月末日までは、従前の取組を行うことでも本加算を算定できるものとする。

単価表

■幼稚園、保育所、認定こども園

療育支援加算	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
	B：それ以外の障害児受入施設

※　主任保育士等を補助する職員の配置

■家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業

新設 ➡

療育支援加算	主任保育士等を補助する職員の配置	A：特別児童扶養手当支給対象児童受入施設
		B：それ以外の障害児受入施設
	専門職配置等	**C：月90時間以上（１週に３日程度を想定）**
		D：月60時間以上（１週に２日程度を想定）

※代替職員配置と専門職配置等は、いずれかのみ算定可能。
※Cは、特別児童扶養手当対象児童受入施設又は定員90人以上の施設のみ算定可能。

療育支援加算（専門職配置等のみ）	**A：月60時間以上（１週に２日程度を想定）**
	B：月30時間以上（１週に１日程度を想定）

※Aは、特別児童扶養手当対象児童受入施設のみ算定可能。

障害児福祉計画におけるインクルージョン推進の強化

障害児福祉計画とは

障害児支援の提供体制を整備し、地域で安心して育つための環境を計画的に整備するための計画

国
基本指針の策定

都道府県・市町村
障害児福祉計画を策定

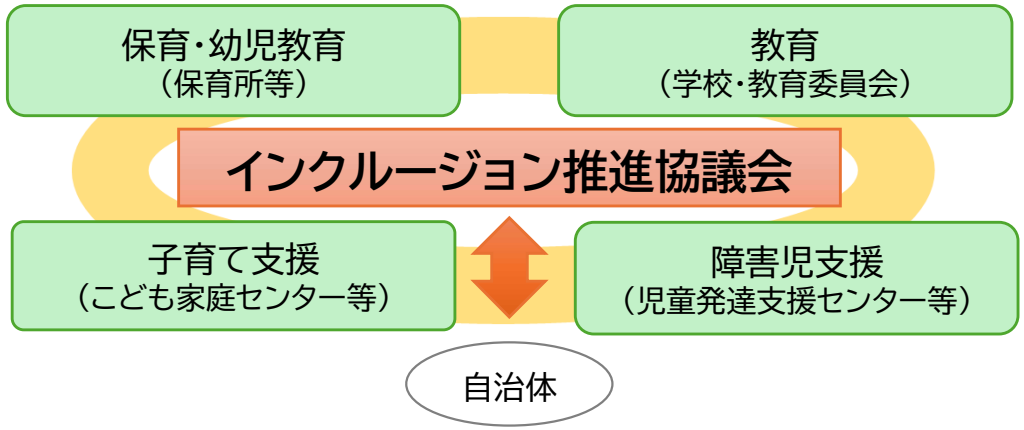
各地域における障害児支援の提供体制を計画的に整備

○ 国が定める基本指針に基づき、都道府県・市町村が障害児福祉計画を策定
○ 児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障害児通所支援等の提供体制の確保や円滑な実施を推進
○ 第4期障害児福祉計画（令和9年度～11年度）の策定に向けて基本指針を見直し

障害児福祉計画（令和9～11年度）の基本指針の見直し

○ 重層的な地域支援体制の構築を推進
○ 障害の有無にかかわらず、ともに育ち・学ぶインクルージョンを推進
○ インクルージョン推進に向け、関係機関が連携する「協議の場」の設置を新たな成果目標として位置付け

【インクルージョン推進のための協議会】



都道府県及び市町村（圏域を含む）での設置を基本とする成果目標を新たに設定

- 保育、子育て支援、教育、障害児支援等の関係機関が参画し、地域全体でインクルージョンを推進
- 地域の現状や課題を共有し、障害児の受入体制の整備や連携方策を協議　等